

入札（見積）結果調書

令和 6 年度

契約番号	第72-21-00125号		
件名	宮町浄水場薬品注入ポンプ設備整備修繕		
入札（見積）年月日	令和 6年 6月 12日	午前10時 00分	
入札（見積）場所	水道局総務部総務課入札室		
落札（決定）金額	9,240,000 円	主管課	72 藻岩浄水場
	<small>入札（見積）価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札（決定）金額である。</small>	最低制限価格	
工種（業種）	292 修繕		円
落札（決定）業者	60000001470 英和（株）札幌営業所		

入札（見積）経過

（単位：円）

指名（見積）業者名	入札（見積）金額						価格交渉金額
	第 1 回	最低金額	第 2 回	最低金額	第 3 回	最低金額	
英和（株）札幌営業所		8,500,000		8,400,000			決定
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名 宮町浄水場薬品注入ポンプ設備整備修繕

2 業 者 名 英和株式会社札幌営業所

3 特定理由

本設備は、浄水処理に不可欠な薬品を注入するための設備であり、これらに不具合が生じた場合、浄水処理が滞るおそれがある。従って、浄水処理に支障をきたさぬよう定期的に本設備の整備を実施し、機能回復を図る必要がある。

本修繕の対象機器は(株)イワキが製作したものであるが、メンテナンスに関しては上記業者に移管されており、また、製作図やクリアランス等の許容範囲は、メーカー独自のもので、他社には開示していないため、業務移管された上記業者以外の施工は不可能である。

以上の理由から、上記業者を特定することとしたい。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第__号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

入札（見積）結果調書

令和 6 年度

契約番号	第73-21-00142号		
件名	白川第3浄水棟No.3送泥ポンプ逆止弁修繕		
入札(見積)年月日	令和 6年 6月 12日	午前10時 00分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,100,000 円	主管課	73 白川浄水場
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000001680 (株) 荏原製作所 北海道支社		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株) 荏原製作所 北海道支社		1,000,000					決定
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 白川第3浄水棟No.3送泥ポンプ逆止弁修繕
- 2 事業者名 株式会社 荏原製作所 北海道支社
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、沈澱池から排出された汚泥を濃縮槽に送泥するためのポンプの付属機器である。
本修繕は機器の構成部品を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行うものであるが、交換部品は製造元の純正部品でなければ既設と適合せず、また部品の組み立て調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データがなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は当該機器の設計・製作を行った業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。
以上の理由により、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。